

国際園芸博覧会協賛制度設計・勸奨支援業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「国際園芸博覧会協賛制度設計・勸奨支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守すること。

(3) 件名

国際園芸博覧会協賛制度設計・勸奨支援業務委託

(4) 履行期限

2025 年 3 月 31 日（月）

(5) 履行場所

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会事務所

2 業務の概要

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及、花と緑のあふれる暮らしの構築、地域・経済の創造、社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027 年 3 月に開催することを国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。また、2022 年 11 月に博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。

本業務は、協会の検討状況を踏まえ、2027 年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）において、協賛重点項目の設定支援や、貢献度に応じたランク及び対応する特典の設定支援等を行うことを目的とする。

3 業務内容

本委託業務で実施する業務は次の(1)～(8)とする。

なお、業務の実施にあたっては、協会が示す上位構想や委託成果品、関係規則、すでに協会でも検討した方針等を踏まえた上で、協会と協議しながら検討を行うこと。

(1) 協賛重点項目の策定支援

(2) 貢献度に応じたランク及び対応する特典の設定

出展・出店等の参加メニュー全体を含めて検討・整理すること。

(3) 協賛候補者のリストアップ

(4) 協賛勸奨ひな形資料策定支援、個社向け協賛についての支援（3者程度）

- (5) 協賛に関する契約内容・手順等の方針策定支援
決定プロセス・契約に盛り込むべき内容・要素の整理と助言を行うこと。なお、協賛者との個別具体的な契約内容には関わらないものとする。
- (6) 事前サウンディングの実施
協賛メニュー等に対する事前サウンディング（計10件程度）を実施する。サウンディング先の選定や運営に係る費用は、本業務に含むものとする。
- (7) 打合せ及び進捗報告
定例の打合せは、定期的に行うものとする。その他必要に応じて、関係部署や「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」構成員等との個別打合せを実施する。また、打合せの形態については、WEB会議（Teams等）も可能とし、打合せ後は議事録を作成・提出すること。なお、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」構成員への謝金は本業務から除くものとする。
- (8) 報告書とりまとめ
本委託における検討結果を報告書にとりまとめる。報告書のまとめ方については、協会の指示に従うこととする。

4 成果品

- (1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本5部
- (2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ（CD-R又はDVD-R格納）
（Microsoft Officeにより編集可能なデータも併せて格納すること）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めること。
- (4) 受託者は、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」構成員や、委託者を通じた国や横浜市との調整等を行いながら検討を進めること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (6) 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。

- (7) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (8) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。
https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/
- (9) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (10) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (11) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。
- (13) 成果品については、本協会に帰属するものとする。